
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目 第 122 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 122 回金融商品専門委員会（2017 年 11 月 21 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

国際的な会計基準と整合を図ることの必要性（金融商品）

（時価（公正価値）の定義及びガイダンス）

2. 適用コストや経営管理に与える影響の分析を踏まえながら検討を進めることに賛成する。日本基準においては、IFRS 第 13 号のような資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値測定における「秩序ある取引」の取扱いが明示されていないと考えられるため、この点について検討することが考えられる。

また、その他有価証券の時価評価として、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができることなどは、IFRS 第 13 号との整合性で取り扱う論点ではないのではないかと考えられる。

3. 日系ではない企業も分析対象としており、公正価値測定が国際的に整合性のある形となることは有用であると考えられる。
4. 全般的に国際的な会計基準と整合性を図る取組み自体に異論はない。ただし、IFRS 第 9 号との整合性を図ることが決定されるわけではないことは理解しているが、その他有価証券の時価評価として、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができることに対する検討は、IFRS 第 9 号に対する検討とともに行う必要があると考えられる。
5. 公正価値測定について、国際的に整合性のあるものとする検討を進めることが考えられ、出口価格の概念や非上場デリバティブの時価評価における時価調整の取扱いを明確にすることが重要であると考えられる。
6. IFRS との整合性を図る取組みの方向性について異論はないが、経営管理への影響を分析する必要があると考えられる。

また、その他有価証券の時価評価として、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いは慎重に検討すべきであり、許容できるか議論することが考えられる。

CVAについては、全国銀行協会から報告書が公表されており、各銀行で検討されているため、適用時期の検討にあたって考慮すべき項目となると考えられる。

(レベル別開示)

7. 平時においてレベル別開示の有用性が低下することは理解できるが、急激にエクスポージャーが悪化する可能性を想定できる開示は必要であると考えられ、平時においても、レベル3に対する一定の開示は必要ではないか。
8. IFRS 第13号及び米国会計基準において3区分の開示を行っており、両基準の適用後レビューにおいてこの点に見直しがないとすると、相当な理由がない限り、日本基準においても同様の開示を検討すべきではないか。現行の日本基準では、時価は市場価格に基づく価額と合理的に算定された価額の2区分があるが、その2区分に基づく開示はなく、国際的に整合する3区分の開示を検討することが考えられる。
9. レベル3に区分される具体的な金融商品を示したうえで開示を検討することにより、効果的な議論が可能となると考えられる。
10. レベル3の詳細開示については、IFRS 第13号の適用後レビューにおける情報要請に対するコメント・レターのとおり、作成者の負担も考慮して検討していただきたい。
11. 国際的な整合性を図る取組みについて反対するものではないが、レベル別開示の必要性を検討するにあたっては、国際的な潮流という理由のみならず、その開示目的を検討することが必要であると考えられる。レベル3の詳細開示は管理会計において使われておらず、またリスク管理に関する情報はバーゼル規制の開示で十分であると考えられ、財務諸表にどの程度の情報の開示を求めるかについては、十分に議論する必要があると考えられる。
12. レベル別開示を検討する際には関係者の誤解がないように、レベル区分は、信用力の差を示すものではなく、価格の種類を示すものであることを周知する必要があると考えられる。

(その他の論点)

13. IFRS 第9号との整合性を図る取組みとの関係では、非上場株式の取扱いが重要な論点になると考えられる。仮に非上場株式を時価評価する場合には、その時価評価のガイダンスの詳細さについて検討する必要があると考えられる。

(今後の進め方)

14. 既にIFRSや米国会計基準を適用している企業と、そうでない企業との間では、仮

に IFRS 第 13 号を導入する場合に生じると考えられる影響は異なると考えられるため、この点についても検討が必要であると考えられる。

また、バーゼル規制における証券化エクスポージャーの開示のように、レベル別開示を代替する可能性のある開示がどの程度行われているかについても考慮することが考えられる。

15. レベル別開示については、IFRS 第 13 号を受け入れることを基本としつつ、費用対効果を勘案しコンセンサスをとって開示項目を検討する必要があるのではないか。
16. 現時点で、重要性のない商品に着目する必要はなく、IFRS 任意適用会社の連結調整作業において公正価値が調整されている商品を抽出すると効率的な検討ができると考えられる。
17. 進め方について違和感はないが、非上場株式の取扱いが重要な論点となると考えられる。
18. 日本基準と IFRS 第 13 号の間に乖離がある場合に、その乖離が本当に整合させなければならないものであるかの評価が必要であると考えられる。個人的には、レベル別開示がないと困るという話を聞いたことがないが、その評価に資する検討や適用上のコスト及び経営管理への影響の検討も十分に行うべきである。

また、利用者に対するレベル別開示に関するアウトリーチについては、IFRS 任意適用企業を分析している利用者だけでなく、日本基準を適用している企業を分析している利用者にも、レベル別開示がないと困るのかといった観点から意見を聴取すべきであると考えられる。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」の情報要請に関するフィードバック

19. IASB に寄せられた投資家からの提案として、評価技法の首尾一貫性を高めることが挙げられており、公正価値測定の信頼性の観点から重要であると考えられる。また、感応度分析の有用性については投資家の間でも意見が分かれているとされているが、バーゼル規制の開示でどの程度代替できるのか理解することが考えられる。
20. レベル 3 の公正価値測定に関する期首残高から期末残高への調整表を有用とする意見の記載については、必ずしも調整表は必要なく、期首及び期末の残高が開示されていれば十分ではないかとの印象を受けた。
21. レベル 3 の開示について、リーマン・ショックのような状況で具体的にどのように使うことが想定されるのか。

審議事項(6)-4

- (専門委員から) レベル3の商品が増加していることが理解できると、その商品の出口戦略について、企業と対話する契機になると考えており、また残高の推移が理解できると、企業との対話の後でも出口戦略に対する進捗を確認することが可能になると考えている。
- (別の専門委員から) 金融危機時には、証券化商品等について処分が困難となり、通常のスプレッドが拡大し妥当な価格が分からない状況となった。レベル別開示においては、レベル1又はレベル2に区分されていた商品が急にレベル3となったということが見られた。既にレベル3に区分されている商品の情報よりも、仮に市場が急落したときにどうなるのかという情報が有用なのではないか。

以 上